

第10節 各エリアにおける届出対象行為

前1～9節までに示した行為の制限*が適用される各エリアの届出対象行為*は次のとおりとする。

エリア名	届出対象行為*		
1.歴史景観エリア	建築物	延べ面積*が10㎡を超えるもの	新築、増築、改築又は移転 屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	築造面積*が10㎡を超える、又は、高さ10m以上のもの ただし、門、塀、垣、さく及び自動販売機は以下のとおりとする <門、塀、垣、さく> 歴史景観重要道路*沿いの敷地で、通りから見通せる箇所に設置する高さ1.5m以上、かつ、長さ10m以上のもの <自動販売機> 歴史景観重要道路*沿いの敷地で、通りから見通せる箇所に設置するもの	新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの
2.市街地景観エリア	建築物	延べ面積*が200㎡以上、又は、高さ12.5m以上のもの	新築、増築、改築又は移転 屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	築造面積*が200㎡以上、又は、高さ12.5m以上のもの	新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの
3.駅前大通り景観エリア	建築物	延べ面積*が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	新築、増築、改築又は移転 屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	築造面積*が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの
4.沿道景観エリア	建築物	延べ面積*が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	新築、増築、改築又は移転 屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	築造面積*が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの
5.自然景観エリア	建築物	延べ面積*が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	新築、増築、改築又は移転 屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	築造面積*が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩*の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの

届出対象外となるものについては、各エリアの「良好な景観の形成に関する方針」や「行為の制限*」に充分配慮すること。